



2019年5月15日

各 位

会 社 名 NTN株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大久保 博司  
(コード番号 6472 東証 第一部)  
問合せ先 広報・IR部長 持田 陽一郎  
(TEL. 06-6443-5001)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月25日開催予定の当社第120期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2019年3月22日付「指名委員会等設置会社への移行について」にて開示しておりますとおり、迅速な意思決定機構・業務執行機構の構築、経営の監督機能の強化及び経営の透明性・公正性の向上を図ることを目的に、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に関する条項の新設、監査役及び監査役会に関する条項の削除等所要の変更を行うものであります。
- (2) 新たなコーポレートガバナンス体制の中で、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令に定める範囲で責任を免除できる旨の条項として、定款第24条第1項及び第34条を新設するものであります。  
なお、定款第24条第1項及び第34条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができる旨の条項として現行定款第28条の変更を行うものであります。  
なお、現行定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容については、別紙のとおりです。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2019年6月25日

定款変更の効力発生日（予定） 2019年6月25日

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第 5 条～第 9 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (条文省略)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第 11 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当会社の株主名簿、新株予約権、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱い並びに手数料については、法令又はこの定款で定めるもののほか、取締役会<u>で</u>定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">1. <u>取締役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">3. <u>執行役</u></p> <p style="margin-left: 2em;">4. <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は<u>取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定</u>によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第 12 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 14 条 当会社の株主名簿、新株予約権、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱い並びに手数料については、法令又はこの定款で定めるもののほか、取締役会<u>の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が</u>定める株式取扱規則による。</p>

<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>取締役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>③ <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし株主又は代理人は、株主総会毎に委任状を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(<u>取締役会の設置</u>)</p> <p>第20条 <u>当会社は、取締役会を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議</u>によって<u>定めた取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>③ <u>前項の取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第17条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会の決議</u>によって<u>定めた取締役又は執行役</u>がこれに当たる。</p> <p>② <u>前項の取締役又は執行役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役又は執行役がこれに当たる。</p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に委任状を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
---	--

<p>第 21 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p><u>(役付取締役)</u></p> <p>第 23 条 当社は、取締役会の決議によって <u>取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>(代表取締役)</u></p> <p>第 24 条 当社は、取締役会の決議によって <u>会社を代表する取締役を選定する。</u></p> <p><u>(役付取締役の分掌)</u></p> <p>第 25 条 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、<u>会社業務を統轄する。</u></p> <p>② <u>取締役副社長は、取締役社長を補佐し、専務取締役は、取締役社長及び取締役副社長を補佐し、常務取締役は日常業務を処理する。</u></p> <p>③ <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p><u>(取締役の報酬等)</u></p> <p>第 27 条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(社外取締役との間の責任限定契約)</u></p> <p>第 28 条 (第 1 項新設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で、</u></p>	<p>第 21 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 24 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等</u></p>
--	--

同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の権限)

第 29 条 取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集方法)

第 30 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた者がこれを招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 31 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 5 日前までに発する。ただし緊急の場合又は取締役及び監査役の全員の同意があるときはこの限りでない。

(第 2 項新設)

第 32 条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第 33 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

であるものを除く)との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(削除)

(取締役会の招集方法)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役が招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、前項に定める招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 34 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>	
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 35 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p>	
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 36 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の任期満了の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(社外監査役との間の責任限定契約)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結すること</u></p>	

<p><u>ができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 41 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の場合又は監査役的全員の同意があるときはこの限りでない。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 42 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(各委員の選定方法)</u> <u>第 29 条 当社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(各委員会に関する事項)</u> <u>第 30 条 各委員会に関する事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、取締役会の決議によって定める各委員会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 6 章 執行役</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(執行役の選任)</u> <u>第 31 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(執行役の任期)</u> <u>第 32 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(代表執行役及び役付執行役)</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>6</u>章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第<u>43</u>条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>第<u>44</u>条～第<u>45</u>条 (条文省略)</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第<u>46</u>条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>47</u>条～第<u>50</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>33</u>条 当社は、取締役会の決議によって、<u>代表執行役を選定する。</u></p> <p>② <u>当社は、取締役会の決議によって、役付執行役を選定することができる。</u></p> <p><u>(執行役の責任免除)</u></p> <p>第<u>34</u>条 当社は、取締役会の決議によって、<u>執行役（執行役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>第<u>7</u>章 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第<u>8</u>章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり)</p>
--	---